

令和元年度京都丹波 農業応援隊関係事業等説明会

と き 3月13日(金)
午後1時30分～4時45分

ところ 京都府園部総合庁舎(南丹市)

対象者 亀岡市、南丹市、京丹波町に在住の農業者

内容 農業生産の規模拡大と、6次産業化、販路の新規開拓を応援する補助事業など支援制度についての説明、個別相談会

申し込み 問 3月10日(火)までに、電話、FAXまたはメールで、在住市町名、氏名、電話番号、参加人数を記入の上、次へ

〒622-0041南丹市園部町小山東町藤ノ木21 京都府園部総合庁舎内 京都府南丹農業改良普及センター

TEL0771-62-0665
FAX0771-63-1864
nanshin-no-nantan-nokai@pref.kyoto.lg.jp (農林振興課)

411-5000@pref.kyoto.lg.jp

問 京都府農林水産部農政課
TEL075-414-5652
FAX075-414-4939 (農林振興課)

食と農をつなぐ会「風土FOOD」 料理くらぶ《春の部》

～亀岡産野菜で食卓に春の彩りを～

と き 3月18日(水)
午前10時30分～午後1時

ところ ガレリアかめおか1階料理実習室

内容 春の香りの炊き込みご飯、お吸い物(白身魚・花菜)、ぼたもち

持ち物 エプロン、三角巾、手ふきタオル

定員 20人(要申し込み)

参加料 1,500円(中学生以下1,000円、幼児無料)

申し込み 問 3月8日(日)までに、はがきまたはFAXで、住所、氏名、電話番号、参加人数を記入の上、次へ

〒621-0803河原町200-51 松本宏美 TEL/FAX22-7507 (農林振興課)

中小企業に対しては①の施行日は法律の公布から3年以内の政令で定める日(現在のところ未定)、②は令和4年4月1日から、③は令和2年6月1日からとなります。

問 京都労働局雇用環境・均等室
TEL075-241-3212 (商工観光課)

資源ごみ集団回収報奨金の 交付申請をお忘れなく

新聞・雑がみ・ダンボール・古布の資源ごみ回収を行う団体に報奨金を交付しています。

対象 令和元年11月から令和2年2月までに実施した資源ごみの集団回収

申請期限 3月27日(金)
※郵送の場合は必着。
※申請期限を過ぎた場合、申請は受け付けられません。
※報奨金を受けるためにはあらかじめ団体の登録が必要です。
※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

問 環境クリーン推進課(桜塚クリーンセンター内・東別院町)
TEL27-2120 FAX27-3561 (環境クリーン推進課)

リスクコミュニケーション 新しい食品表示が始まります ～知って、得する食品表示～

食品表示の基礎知識や見方を学びます。

と き 3月18日(水)
午後1時30分～3時

ところ ガレリアかめおか2階大広間

対象 京都府民

内容 新たな食品表示の基礎知識と見方について

講師 坊英哲さん(消費者庁食品表示企画課)

定員 50人(先着順)

参加料 無料

申し込み 3月6日(金)までに、電話、FAX、郵送またはメールで、氏名(ふりがな)、連絡先(電話・FAX・メールアドレス)を記入の上、次へ

〒602-8570(住所不要)京都府府民総合案内・相談センター
TEL075-411-5000
FAX075-411-5001

パワーハラスメント防止対策 などが義務化されます

令和元年5月29日に女性活躍推進法等の一部を改正する改正法が成立し6月5日に公布されました。

改正法の主な内容は、①パワーハラスメント防止対策が事業主の義務となる(改正労働施策総合推進法)、②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届け出などが常用労働者101人以上300人以下の事業主の義務となる(改正女性活躍推進法)、③セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業などを理由としたハラスメント防止対策の強化(改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法)などとなります。

施行日は①③については大企業に対しては令和2年6月1日から、

燃やすごみに金属ごみを混入 しないでください

最近、燃やすごみに金属ごみが混入される事態が発生しており、焼却処分に支障をきたしております。中でも電池や体温計などは水銀が含まれている可能性があり、焼却することで有害なガスが発生します。排気ガスから多量に水銀が検出されると焼却炉を停止しなければならず、ごみの焼却処分ができなくなってしまいます。リサイクルなどの適正な処理を行うために、分別の徹底をお願いします。

問 環境クリーン推進課(桜塚クリーンセンター内・東別院町)
TEL27-2120 FAX27-3561 (環境クリーン推進課)